

議案第 47 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 22 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第 2 条関係）」に改め、同表狂犬病予防法関係手数料の表の次に次の 1 表を加える。

土壤汚染対策法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	1 件につき 240,000 円
汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 220,000 円
汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 220,000 円

別表農業委員会関係証明手数料の表に次のように加える。

農地に関する証明書の交付	1 通につき 300 円
--------------	--------------

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（狂

犬病予防法関係手数料の表の次に 1 表を加える部分を除く。) は、公布の日から
施行する。

理 由

土壤汚染対策法の改正により汚染土壤処理業の許可等の申請に対する審査事務を行うことに伴い当該審査事務の手数料の額を定めるほか、農地に関する証明書の交付事務に係る手数料を明記する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。